

令和2年度水質検査計画



勝 浦 町
上 下 水 道 課

目 次

1	基本方針	P 1
2	水道事業の概要	P 2
3	水道の原水及び浄水の水質状況	P 3
4	検査地点	P 4
5	検査項目と検査頻度	P 5
6	検査方法	P 6
7	臨時の水質検査	P 6
8	水質検査計画及び検査結果の公表	P 7
9	関係者との連携	P 7

1 基本方針

勝浦町では、水道水が水質基準に適合し、安全で良質な水を供給するために次の方針により水質検査計画を定め、より安全で安定した水質管理に努めます。

- (1) 過去の水質検査結果、水源周辺の状況を総合的に検討します。
- (2) 水質検査基準項目については（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）に基づき実施します。
- (3) 過去の状況及び水道の規模等を考慮して合理的な検査回数及び箇所数を設定します。
- (4) 臨時に行う水質検査の要件及び実施方法等も定めます。
- (5) 検査結果を利用者に公表し、必要に応じて検査計画を見直します。

2 水道事業の概要

勝浦町では、1 簡易水道 10 地区の施設を管理しています。各施設の概要は次のとおりです。

給水地区	水源の名称	水源の種類	浄水処理方法
黄檗地区	黄檗谷川	谷水（表流水）	急速ろ過 塩素滅菌
坂本地区	坂本川	谷水（表流水）	緩速ろ過 塩素滅菌
与川内地区	沼谷川	谷水（表流水）	膜ろ過 塩素滅菌
中山横瀬地区	婆羅尾谷川	谷水（表流水）	膜ろ過
	ゆすの森	谷水（表流水）	膜ろ過
棚野久国地区	大谷川 まさみ谷 棚野ボーリング水	谷水（表流水） その他（湧水）	緩速ろ過 塩素滅菌
生名地区	生名浅井戸 生名ボーリング水	地下水 その他（湧水）	塩素滅菌のみ
西岡地区	西岡浅井戸	地下水	塩素滅菌のみ
沼江掛谷地区 （掛谷区域）	掛谷湧水	湧水	塩素滅菌のみ
沼江掛谷地区 （沼江区域）	沼江浅井戸 沼江ボーリング水	地下水 その他（湧水）	塩素滅菌のみ
星谷地区	灰焼谷川	谷水（表流水）	緩速ろ過 塩素滅菌
川北地区	今山浅井戸	地下水	塩素滅菌のみ

3 水道の原水及び浄水の水質状況

勝浦町簡易水道における水源は全部で15地点あり、谷川の表流水を水源としている施設が半数で、大雨などにより水質が悪化することがあります。

給水地区	原水の状況	浄水の状況	水質管理上注目すべき項目
黄檗地区	大雨などにより濁度が上昇	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	濁度 クリプトスポリジウム
坂本地区	大雨などにより濁度が上昇	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	濁度 クリプトスポリジウム
与川内地区	大雨などにより濁度が上昇	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	濁度 フッ素 クリプトスポリジウム
中山横瀬地区	大雨などにより濁度が上昇	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	濁度 クリプトスポリジウム
棚野久国地区	大雨などにより濁度が上昇	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	濁度 クリプトスポリジウム
生名地区	大雨などにより濁度が上昇	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	濁度 クリプトスポリジウム ヒ素及びその化合物
西岡地区	天候による水質変化無し	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	クリプトスポリジウム 蒸発残留物 カルシウム、マグネシウム等（硬度） マンガン及びその化合物
沼江掛谷地区 （掛谷区域）	天候による水質変化無し	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	蒸発残留物 クリプトスポリジウム
沼江掛谷地区 （沼江区域）	天候による水質変化無し	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	クリプトスポリジウム 蒸発残留物 カルシウム、マグネシウム等（硬度）

星谷地区	大雨などにより濁度が上昇	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	濁度 クリプトスポリジウム
川北地区	天候による水質変化無し	基準項目水質検査の結果すべて基準値を下回っていて良好	

4 検査地点

(1) 浄水検査

浄水は、地区毎に1地点以上選定し、次の地点で行います。

給水地区	1日1回検査地点	定期項目検査地点
黄檗地区	田中様宅	田中様宅
坂本地区	第1分団詰所	第1分団詰所
与川内地区	市ノ江集会所	市ノ江集会所
中山横瀬地区	勝浦町民体育館	勝浦町民体育館
棚野久国地区	久国集会所	久国集会所
生名地区	第7分団詰所	第7分団詰所
西岡地区	西岡神社	西岡神社
沼江掛谷地区（掛谷区域）	大將軍神社	大將軍神社
沼江掛谷地区（沼江区域）	大將軍神社	大將軍神社
星谷地区	星谷運動公園	星谷運動公園
川北地区	今山公衆トイレ 勝浦会館 玉の木・五十田公会堂	玉の木・五十田公会堂

(2) 原水検査

原水は、各浄水場の取水地点又は浄水場入り口付近にて原水全項目（39項目）について検査を実施します。

5 水質検査項目と検査頻度

(1) 1日1回検査項目（給水栓での検査）

水道法に定められた色、濁り、残留塩素の検査を1日1回行います。

(2) 定期検査項目（給水栓での検査）

ア 月 1 回の検査項目

水質基準項目のうち、次の 9 項目及び残留塩素について月 1 回の検査を行います。生名簡易水道についてはヒ素及びその化合物について追加して検査を行います。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH 値、味、臭気、色度、濁度

イ 年 4 回の検査項目（概ね 3 ヶ月に 1 回実施する項目）

水質基準項目のうち、次の 15 項目について概ね 3 ヶ月に 1 回検査を行います。

また、過去のデータで基準値の 2/10 を超えている項目についても 3 ヶ月に 1 回検査を実施します。

（消毒剤、消毒副生生物及び監視のための項目）

シアン化物イオン及び塩化シアン、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、鉄及びその化合物の検査を行います。

※ 基準項目のうち、上記以外の項目(27 項目)は過去 3 年間の水質検査の結果、最大値で基準値の 1/10 以下であり、原水水質が大きく変動する恐れがないと判断できるため 3 年に 1 回の実施とする。

中山・横瀬地区については、浄水施設の改修を行ったため今年度については年 4 回全項目検査を実施します。

(3) 原水水質検査（取水地点又は浄水池入り口）

基準項目のうち消毒剤、消毒副生成物 11 項目及び味を除く 39 項目について年 1 回検査を実施します。

また、クリプトスポリジウム対策として、原水においてクリプト指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）検査を年 2 回実施します。

6 検査方法

1 日 1 回の検査及び月 1 回の採水については、委託して実施します。月 1 回検査及び年 1 回検査については、水質検査、成績書の発行までの業務を水道法 20 条第 3 項による厚生労働大臣登録機関に委託して行います。

委託先の選定については、次のように検査精度と信頼性を重視します。

- (1) 水道水質検査においては、その精度と信頼性の保障は極めて重要です。このため日本水道協会は I S O 9 0 0 0 に準じた水道版 GLP（優良試験所基準）を定めております。したがってその考え方を取り入れた体制の検査機関とします。
- (2) 水道水質基準項目において、すべての項目が自社分析できる検査機関とします。
- (3) 臨時の水質検査において、迅速な対応のとれる検査機関とします。

7 臨時の水質検査

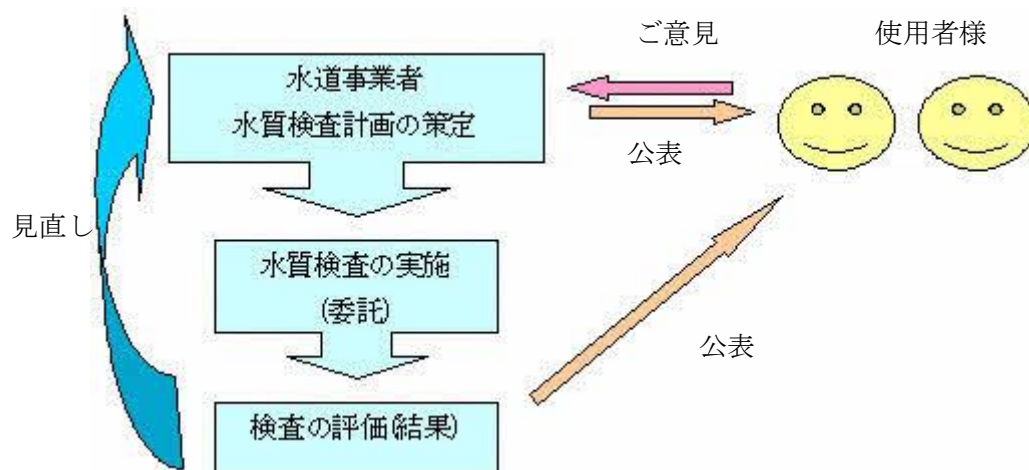
水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行い、水質異常が終息し、給水栓の安全性が確認されるまで行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
 - (2) 水源に異常があったとき
 - (3) 水源付近、供給点周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
 - (4) 浄水過程、配水過程に異常があったとき
 - (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
 - (6) その他特に必要があると認められるとき
- ※ 原水クリプト指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）検査により、指標菌が検出された施設については、クリプトスポリジウム・ジルジア検査をその都度実施します。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度開始前に作成し、ホームページ等で公表します。過去の検査結果を検討するとともにお客様のご意見等を取り入れながら次年度以降重点的に実施する検査項目又は省略可能な項目及び採水地点、検査頻度について見直しをします。

水質検査結果については、評価とともに速やかにホームページで公表します。



図：水質管理計画の流れ

9 関係者との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合には、国、県、関係市町村、関係水道事業体、外部検査機関等と情報交換を図りながら、現地調査を行い、必要に応じて水質検査を行います。